

「ねんきん特別便」に関する年金確認用の端末を



国分寺庁舎保険年金課 に設置しました！

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 ☎(40)5558
栃木社会保険事務所
☎0282(22)6074、
4134

端末機の機能

設置するオンライン端末機は、社会保険事務所で使用しているものと同様の機能となっているため、「ねんきん特別便」で疑問が生じている年金加入記録や納付記録の検索が可能になります。

確認後、不備等があれば栃木社会保険事務所にて相談して手続きをしていただくこととなります。

相談対象者

「ねんきん特別便」が届いた下野市民

(代理人の場合は委任状及び「運転免許証等の本人確認ができるもの」が必要となります)

持参するもの

ねんきん特別便(必ず持参)・年金手帳・年金証書・年金記録が疑問となっているところの企業名や記憶のメモ等

相談日時

市役所開庁日

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

相談場所

国分寺庁舎 保険年金課



任意加入被保険者の保険料納付が 原則口座振替になりました

国民年金の被保険者期間は満60歳までですが、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、40年より納付済期間が少ないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済年金に加入していないときは、60歳以降でも任意加入して納付することができます。

月々の保険料を確実に納付いただくために平成20年4月1日からは加入手続き時に、原則口座振替をお申し込みいただくようになりました。(平成20年4月1日より前にすでに任意加入されている方は対象外です。)

任意加入で納めすぎた保険料を お返しします

平成17年3月以前に満額の老齢基礎年金を受給するために任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された方は、その超えた月数の保険料をお返しします。必要な手続きは社会保険事務所に申出書を提出していただく必要があります。

詳しくは栃木社会保険事務所へお尋ねください。

